

総務教育常任委員会資料

(平成25年12月13日)

[件名]

- 1 第4回鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し
検討委員会の開催結果について (危機管理政策課) … 1
- 2 第9回鳥取県原子力防災専門家会議について
(原子力安全対策課) … 1 1
- 3 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合申請内容に関する
中国電力主催の説明会について (原子力安全対策課) … 1 2
- 4 新たな知見を踏まえた島根原子力発電所の基準地震動の
追加設定について (原子力安全対策課) … 1 3
- 5 原子力事業者防災業務計画の修正について
(原子力安全対策課) … 1 5
- 6 平成25年度防災とボランティア週間に関連した行事について
(消防防災課) … 1 6

危 機 管 理 局

第4回鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会の 開催結果について

平成25年12月13日
危機管理政策課

第4回鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会を開催して、同条例改正の
あらましを取りまとめました。

また、改正に県民の皆様の意見を反映するため、パブリックコメントを実施します。

1 条例見直しの目的、経過

(1) 見直しの目的

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例が、平成21年7月3日に制定されて以降、本県では局地的な集中豪雨や大雨、豪雪、そして、全国的には東日本大震災が発生し、また、条例の見直し期間として定める3年を経過したことから、災害や危機に強い地域づくりを一層進めるため、鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の見直しを行う。

(2) 見直しの経過

平成24年度にこの検討委員会を3回開催し、条例改正の10の柱を取りまとめたが、災害対策基本法等の改正が予定されていたことから、これらの改正内容等を踏まえて改正案を検討することとした。

2 第4回鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会の結果概要

(1) 日時 平成25年12月4日(水)午後2時～4時

(2) 場所 鳥取県災害対策本部室(第2庁舎3階)

(3) 出席者 別記のとおり

(4) 議事 条例の改正案等

ア 条例の改正案骨子

① 自助・共助の充実・強化

- ・ 県民の自主的な食糧備蓄、情報収集などの自助、共助の一層の取り組み
- ・ 事業者の事業継続、帰宅困難者支援、県・市町村施策への協力

② 災害及び危機に強いまちづくりの推進

- ・ 県、市町村の業務継続の体制の整備
- ・ 地域の実情に即した消防、防災及び危機管理体制の整備
- ・ 医療救護体制の整備
- ・ 孤立地区対策
- ・ 地震・津波に強いまちづくりの推進
- ・ 建築物の耐震改修の促進
- ・ 県民への啓発と活動基盤の整備

③ 被災者支援の強化

- ・ 避難行動要支援者に対する支援体制の整備
- ・ 避難所、広域避難体制の整備

④ 県民運動への展開

- ・ 防災・危機管理に関する県民等の平素の取組の推進、県民運動の展開

イ 委員の主な意見等

- ・災害又は危機発生時の県民の責務として、いちばんしないといけないことは生命・身体を確保するであり、被害発生又は拡大の回避、危機からの防御より先に明記すべきではないか。
- ・孤立地区対策として、状況によっては災害発生時にいちばん最初にするのは移送であることもあるので、「運ぶ」ことについても規定すべきではないか。
- ・これまで避難支援に名簿の活用が困難だったことから、避難行動要支援者名簿の提供の規定は、よい規定である。
- ・避難行動要支援者の情報を提供できる環境づくりに努める規定はありがたい。個人情報の提供がしやすい環境の整備が進んでほしい。
- ・避難行動要支援者名簿の作成の規定では、法律上「要配慮者」に関して関係者に協力を求めることができることになっているのに対し、条例の規定では「避難行動要支援者」に対し協力を求めることとなっており、法律に合わせたほうがいい。
- ・全体的に努力規定と義務規定がわかりにくいので、誤解を招かないような表現としたほうがいい。

3 パブリックコメントについて

- (1) 内 容 別添の「条例改正のポイント」の内容
- (2) 時 期 平成 25 年 12 月中下旬から平成 26 年 1 月中旬まで
- (3) 方 法 新聞及び県の公式ホームページに掲載するとともに、本庁舎及び総合事務所等の庁舎に備え置き、郵送、ファクシミリ送信、電子メール、意見箱への投函によって受け付ける。

(別記) 委員名簿

職 名	氏 名	備 考
鳥取大学名誉教授	西田 良平	
弁護士	井木 博子	
公益財団法人 鳥取県消防協会会長 (鳥取市消防団長)	相良 正人	欠席
鳥取市若葉台地区自主防災会連絡協議会会長	山田 義則	
鳥取県女性防火防災連絡協議会会長	樋口 春子	欠席
日野ボランティアネットワーク事務局	山下 弘彦	欠席
社団法人 鳥取県看護協会災害看護特別委員会委員	安藤そのみ	欠席
高齢社会を良くする会ネットワークinとっとり代表	竹森 民枝	
鳥取県民生児童委員協議会理事	廣田 富子	
社会福祉法人 鳥取県厚生事業団障害者支援センター相談員	後津 洋一	
NPO法人 いんしゅう鹿野まちづくり協議会理事長	佐々木 千代子	欠席
社団法人 米子青年会議所理事長	永田 健吾	欠席
鳥取市総務部防災調整監	山本 雅宏	
北栄町総務課長	別本 勝美	代理

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例改正案のあらまし

危機管理局危機管理政策課

1 条例改正の経緯

平成21年7月に鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（以下「条例」という。）を制定したが、その後、本県では観測記録を更新する豪雪、平成23年の台風12号による豪雨などによって大きな被害が発生するとともに、口蹄疫や大気汚染物質などの新たな危機事象への対応が生じた。また、東日本大震災の発生、その経験を踏まえた災害対策基本法の2度にわたる改正（平成24年6月、平成25年6月）、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定（平成25年4月施行）等があった。

このような状況を踏まえ、県では強化すべき施策や新たな取組について検討するため、鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会を開催し、条例改正の検討を行い、次のとおり条例案の骨子を作成した。

2 条例改正のポイント（案）

（注）基本的に努力規定、「義務」は明記

（1）自助・共助の充実・強化

【改正趣旨】

従来から、県民の情報収集、食糧の備蓄、自主的な被災者支援、自主防災組織の活性化等、自助・共助の推進に取り組んでいるところであるが、本県における近年の豪雪等の自然災害への対応や東日本大震災の教訓、新型インフルエンザ等の危機事象への対応を踏まえ、住民等が自ら率先して情報を収集・活用し自主的な避難などの危機管理行動（対応）を行うこと、災害及び危機のための平素の備えとして備蓄をより一層進めることなどの「自助」の取組の広がりや充実を図っていく。

また、本県では地域（住民及び企業）が主体的に支え合う「支え愛」のまちづくりを推進しており、災害又は危機の発生時においても避難行動要支援者をはじめとした被災者の安全確保、支援に地域（住民及び企業）が協力し合う意識の向上、体制づくりに努めるなど地域住民相互による助け合いの「共助」を推進する。

【改正内容】

①県民の責務

- ア 自助・共助の取組に次の取組を追加して明記する。
- ・情報の活用による災害及び危機の早期の把握
 - ・医薬品等の備蓄、非常持出品等の準備
 - ・災害・危機発生時の避難方法や連絡方法等の確認
 - ・新型インフルエンザ等の急速にまん延のおそれのある感染症の予防

- ・防災・危機管理に関する訓練への参加
- ・災害・危機発生時における被害の発生又は拡大の回避のための避難・屋内待避等の生命・身体の安全確保【義務】
- ・被災者となった場合における自身の心身の健康及び他の被災者の健康・生活環境への配慮、地域全体が早期に安定的な生活を取り戻すための協力
- ・被災者とならなかった場合における自主的な被災者の受入等の支援

イ 市町村、県及び国の機関が実施する応急対策への協力を努めることを規定する。

②事業者の責務

- ア 事業活動の継続又は迅速な再開に資するよう、業務継続計画の作成について明記する。
- イ 被災者の救助等の取組として、帰宅困難者支援（備蓄、情報や避難場所の提供）の実施の取組を明記する。
- ウ 県及び市町村が実施する防災及び危機管理施策への協力を努めることを規定する。

③自主防災組織の活動の促進

自主防災組織は、防災及び危機管理のための活動に関する計画を策定するよう努めることを規定する。

(2) 災害及び危機に強いまちづくりの推進

【改正趣旨】

地震対策として、これまでも住宅の耐震化率向上、急傾斜崩壊危険箇所整備率向上等に取り組むなど地震防災対策の推進を図っているところであるが、東日本大震災の教訓を踏まえ、道路網、港湾、海岸施設等のハード整備と津波避難訓練などのソフト対策を組み合わせ、地震・津波に強いまちづくりを更に促進する。また、耐震改修促進法の改正内容を踏まえた対応、東日本大震災で課題となった業務継続、医療体制、消防防災体制についても取組を進め、災害及び危機に強いまちづくりを推進する。

【改正内容】

- ①業務継続体制の整備に関する規定を次のとおり設ける。
 - ・県は、県を挙げて業務継続計画の作成を促進し、災害・危機発生時に業務を継続させ、早期に復旧し、業務資源の総合調整を行うこと。【義務】
 - ・市町村は、業務継続に取り組むとともに、災害・危機発生時に業務を継続させ、早期に復旧させること。
- ②地域の実情に即した消防、防災及び危機管理体制の整備に関する規定を次のとおり設け

る。

- ・市町村長は、過疎・高齢化等が進む地域において、全ての地域住民参加による防災まちづくりなど地域の実情に即した体制構築に努めること。
- ・知事は、市町村長が行う体制構築に必要な支援を行うこと。【義務】

③医療救護体制の整備に関する規定を次のとおり設ける。

- ・市町村は、医療情報の収集伝達体制の整備、救護所の設置場所の選定などに努めること。
- ・県は、広域的な医療及び救護の体制整備に努めること。

④孤立地区の対策に関する規定を次のとおり設ける。

- ・市町村長は、孤立地区の発生に備えて、情報の収集及び伝達の手段の確保、物資等の備蓄等に努め、孤立地区発生時は、速やかに情報把握、移動手段の確保、物資等の供給体制の確立等に努めること。
- ・知事は、市町村長が行う対策に必要な支援を行うこと。【義務】

⑤地震・津波に強いまちづくりの推進に関する規定を次のとおり設ける。

- ・市町村長及び知事は、国等と連携して、防災及び危機管理に配慮した道路等の基盤の整備（ハード）と、津波浸水地域における避難訓練の実施等（ソフト）に努めること。

⑥建築物の耐震改修の促進に関する規定を次のとおり設ける。

- ・市町村長は、耐震改修促進計画に基づく耐震診断・耐震改修の促進に努めること。
- ・建築物の所有者は、地震への安全性が明らかでない建築物の耐震診断・耐震改修に努めること。

⑦県による住民への啓発及び活動体制の整備に関する規定を次のとおり設ける。

- ・県は、広域的な防災・危機管理のための活動拠点等の基盤の整備を行うこと。【義務】
- ・知事は、広く県民に対し防災・危機管理に関する啓発を実施すること。【義務】

(3) 被災者支援の強化

【改正趣旨】

これまでも災害時要援護者の支援を条例上明記するなど被災者の支援に取り組んでいるところであるが、災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者名簿の作成、指定緊急避難場所・指定避難所の指定が市町村に義務付けられるなど、被災者を支援する法的枠組みが整備されたことから、これらを踏まえた被災者の支援体制を整備する。

【改正内容】

①避難行動要支援者に対する支援体制の環境を整備するため、次の規定を設ける。

- ・市町村長は、避難行動要支援者名簿を作成し、市町村長、自主防災組織、民生委員及び

消防機関（この項において以下「市町村長等」という。）が連携して円滑、迅速な避難を支援する体制を整備すること。【法令上の義務の確認】

- ・避難行動要支援者は、自らの情報を市町村長等に提供するよう努め、市町村が名簿情報を支援者へ提供することに同意するよう努めること。
- ・市町村長等は、避難行動要支援者名簿情報の漏洩防止措置を講じるとともに、避難行動要支援者が進んで情報を提供できる環境づくりに努めること。
- ・避難行動要支援者の避難に関する事務に従事している者及び従事していた者並びに名簿情報の提供を受けた者は、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。【法令上の義務の確認】

②避難所、広域避難体制の整備に関する規定を次のとおり設ける。

- ・県は、市町村から避難勧告等に関して助言を求められたときは、専門的知見に基づいて助言を行うこと。また、平素から適宜適切な助言を行うよう努めること。
- ・市町村長及び知事は、遅滞なく避難所を供与すること。【法令上の義務の確認】
- ・市町村長及び知事は、避難所の安全性及び良好な居住性の確保、生活の支援に努めること。
- ・避難者は、避難所生活の自主的な運営に努めること。
- ・市町村長及び知事は、避難所外に滞在する被災者についても生活環境の整備等の支援に努めること。
- ・指定管理を行う場合、災害・危機発生時にはその施設を県民等の安全確保に供することを市町村長は条件とするよう努め、知事は条件とすること。【知事は義務】
- ・知事及び市町村長は、大規模かつ広域的な災害及び危機に備え、県内外の地域間協力による避難体制の整備に努め、相互に連携して広域的な避難対策を行うこと。【義務】

(4) 県民運動への展開

【改正趣旨】

鳥取大地震や鳥取県西部地震などの大規模な災害や危機の経験、教訓を伝承し、災害や危機に強い地域づくりを進めるため、過去に災害や危機が発生した日を中心に危機管理のための活動を重点的に実施し、防災及び危機管理に関する県民運動を展開する。

【改正内容】

①県民意識の醸成及び県民運動への展開に関する規定を次のとおり設ける。

- ・県民、事業者、市町村及び県は、平素から防災及び危機管理に関する取組を推進し、県民運動の展開に努めること。
- ・県及び市町村は、県民運動を推進するため、取組を行う強化期間を設けるなど必要な施策の実施に努めること。

(参 考)

○鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例

平成21年 7月 3日

鳥取県条例第43号

改正 平成25年 3月26日条例第5号

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例をここに公布する。

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例

目次

前文

第1章 総則 (第1条—第9条)

第2章 県民活動の促進 (第10条—第15条)

第3章 災害又は危機に強いまちづくり (第16条—第20条)

第4章 災害時要援護者に係る対策 (第21条—第23条)

第5章 関係者相互の連携 (第24条—第28条)

第6章 雑則 (第29条・第30条)

附則

鳥取県は、昭和18年9月10日に発生した鳥取地震や、昭和27年4月17日に発生した鳥取大火といった大災害から復興を果たしてきた。また、平成12年10月6日に発生した鳥取県西部地震では、県内外から駆け付けた人々による支援活動が被災地に希望を与えるとともに、住民同士が互いに支え合う地域社会の大切さを再認識することになった。

災害や危機の発生自体を完全に防ぐことはできないが、防災や危機管理の対策を講ずることで、被害を少なくすることはできる。そのためには、行政はもとより、私たち一人一人が災害や危機に備え、対策に取り組んでいくことが重要である。少子高齢化、過疎化等が進展し、人と人との絆が失われつつある今こそ、地域社会を再生し、地域における防災と危機管理の能力を高めていかなければならない。

このような認識に基づき、県民と行政が共に力を合わせて災害や危機に強い地域づくりを進め、県民の生命、身体及び財産を守ることができるようにするため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、防災及び危機管理に関し、基本的な考え方を定め、県民、事業者、市町村、県及び国の機関の責務を明らかにするとともに、相互に連携して対策を講ずるために必要な事項を定めることにより、災害及び危機から県民の生命、身体及び財産を守り、安全に暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、津波、豪雨、豪雪、洪水、高潮、暴風その他の異常な自然現象、大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出又は多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、列車の衝突若しくは航空機の墜落その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。
- (2) 危機 住民の生命、身体及び財産に対して災害に相当する程度の被害を生ずるおそれがあるテロリズムの発生、感染症のまん延その他の事態であって、放置すれば社会的混乱が生ずるおそれがあるものをいう。
- (3) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。
- (4) 危機管理 危機の発生に対する準備を整え、危機が発生した場合における被害の発生及び拡大を防ぐことにより、社会に及ぼす影響をできる限り低減するように対処することをいう。
- (5) 自主防災組織 災害又は危機から自己の居住する地域社会を守る活動を行うため、住民が自発的に結成する団体(これらの活動を行う自治会その他の地縁による団体を含む。)をいう。
- (6) 防災ボランティア活動 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、個人又は団体(自主防災組織を除く。)が自発的に行う被災者の救助、復興の支援その他の防災又は危機管理に関する活動をいう。
- (7) 災害時要援護者 災害又は危機が発生した場合における避難に、他者による介助その他の援護を必要とする高齢者、障害者、妊婦、乳幼児、外国人その他の者をいう。

(基本的な考え方)

第3条 防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、県民、事業者、市町村、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うものとする。

- (1) 自助(自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいう。以下同じ。)、共助(住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ることをいう。以下同じ。))及び公助(市町村、県又は国が住民の生命、身体及び財産を守ることをいう。以下同じ。))の取組を総合的に推進すること。
- (2) 災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、それによる人の生命、身体及び財産に対する被害を少しでも軽減し、又はなくすという目標を達成するために、状況に応じて予防対策、応急措置、復旧対策等の様々な取組を積み重ねていくこと。
- (3) 災害及び危機の発生の頻度及び発生した場合における被害の程度の予測に基づく災害及び危機の危険性に関する情報を交換し、及び共有すること。

(県民の責務)

第4条 県民は、災害及び危機に備えて、情報の収集、食糧等の備蓄その他の自助の取組及び自主防災組織の活動への参加その他の共助の取組を推進するよう努めるものとする。

2 県民は、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生又は拡大を回避し、互いに協力して助け合うとともに、被害を受けた生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、災害及び危機に備えて、その事業場の利用者及び従業員の安全を確保するための取組を推進するとともに、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第3号に掲げる消防団及び自主防災組織の活動に協力すること等により、地域社会の一員として県民と助け合うよう努めるものとする。

2 事業者は、災害又は危機が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、被災者の救助等を行うとともに、事業活動の継続又は迅速な再開に努めるものとする。

(市町村の責務)

第6条 市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、市町村の組織及び機能のすべてを挙げて、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第35条第1項に規定する計画に定めることとされている事項についてはこれらの計画にのっとり、その市町村の区域における防災及び危機管理に関する施策を実施するものとする。

2 市町村は、消防組織法第9条各号に掲げる機関（以下「消防機関」という。）その他市町村の防災及び危機管理に関する組織を整備するとともに、自主防災組織の充実及び防災ボランティア活動を行いやすい環境の整備を図るものとする。

3 消防機関は、災害及び危機から住民の生命、身体及び財産を守るため、市町村長及び警察と密接に連携するものとする。

(県の責務)

第7条 県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、県の組織及び機能のすべてを挙げて、地域防災計画、国民保護法第34条第1項に規定する計画及び第30条の規定により作成する計画にのっとり、広域にわたる防災及び危機管理に関する施策を実施するものとする。

2 県は、ヘリコプターを用いた消火、救助等による消防の支援その他の市町村の防災及び危機管理に関する活動の支援を行うとともに、県と市町村間及び市町村相互間の防災及び危機管理に関する連絡調整を行うものとする。

3 県は、災害又は危機が発生した場合において、被害の程度により必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第1項その他の法令の規定によるほか、他の都道府県又は自衛隊、海上保安庁その他の国の機関に対して支援を要請するものとする。

4 警察は、災害及び危機から県民の生命、身体及び財産を守るため、知事及び消防機関と密接に連携するものとする。

(地方公共団体相互の連携)

第8条 県及び市町村は、災害及び危機から住民の生命、身体及び財産を守るため、他の地方公共団体と密接に連携するものとする。

(国の機関の責務)

第9条 国の機関は、災害対策基本法第2条第9号に規定する防災業務計画及び国民保護法第33条第1項に規定する計画に定めることとされている事項についてはこれらの計画にのっとり、その所掌事務に係る防災及び危機管理に関する施策を実施するとともに、市町村及び県に対して、防災及び危機管理に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

第2章 県民活動の促進

(情報の提供)

第10条 市町村長は、その区域内の住民及び事業者（以下「市町村民等」という。）に対し、災害又は危機の発生原因、被害の内容、避難所、避難を始める判断の参考となる情報その他災害及び危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を提供するものとする。この場合においては、災害が発生するおそれの高い場所、避難所、避難の方法及び経路、情報の伝達方法その他防災に関する情報を表示した地図を作成し、その内容及び活用方法を周知するよう特に配慮するものとする。

2 知事は、県民及び事業者に対し、災害又は危機の発生原因、被害の内容その他災害及び危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を提供するとともに、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(防災教育等)

第11条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）を設置し、又は管理する者は、災害又は危機が発生した場合に当該学校又は保育所の幼児、児童、生徒又は学生が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する教育を実施するものとする。

2 事業者（市町村、県及び国の機関を含む。）は、災害又は危機が発生した場合にその従業員が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施するものとする。

3 市町村長は、災害又は危機が発生した場合に市町村民等が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施するものとする。

4 知事は、消防職員（消防組織法第11条第1項に規定する消防職員をいう。）及び消防団員（同法第19条第1項に規定する消防団員をいう。）の訓練並びに防災及び危機管理に関して指導的役割を担う者の研修を実施すること等により、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(自主防災組織の活性化)

第12条 自主防災組織は、市町村と連携して、その活動について住民の理解を深め、より多くの住民の参加を得るよう努めるものとする。

2 市町村長は、自主防災組織の結成及び活動に対し、資機材の提供、研修の実施その他の必要な支援を行うものとする。

この場合においては、自主防災組織において指導的役割を担う者の育成及び確保について、特に配慮するものとする。

3 知事は、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するとともに、特に優秀な自主防災組織又はその指導者を表彰し、その業績を一般に知らせるものとする。

(防災ボランティア活動の環境整備)

第13条 市町村長は、被災者との連絡調整を行う者の育成及び確保、受入体制の整備、資機材の提供その他防災ボランティア活動を円滑に行うことができる環境の整備を行うものとする。

2 知事は、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(事業継続計画の作成支援)

第14条 知事は、災害又は危機が発生した場合に事業活動を継続するため必要な事項を定めた計画を作成する事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(ライフラインの維持)

第15条 ライフライン事業者（電気、ガス、上下水道、通信又は鉄道の事業を行う者をいう。以下同じ。）は、その事業の用に供する施設への被害の発生を防ぐ取組を推進するとともに、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生及び拡大を防ぎ、被害の復旧を速やかに行うよう努めるものとする。

第3章 災害又は危機に強いまちづくり

(まちづくりにおける配慮)

第16条 市町村長及び知事は、まちづくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、防災及び危機管理の視点に立って行うよう努めるものとする。

(防災施設の計画的整備)

第17条 知事は、洪水又は土砂災害の発生を防止する施設その他の防災又は危機管理に役立つ施設の整備に関する目標を定め、これらの施設の整備を計画的に進めるものとする。

2 知事は、地震により生ずる被害の軽減を図るため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第1条の2の規定に基づき、地震防災対策の実施に関する目標を定めるとともに、同法第2条第1項に規定する計画で定めるところにより、同法第3条第1項各号に掲げる施設等の整備を計画的に進めるものとする。

(建築物の耐震改修の促進)

第18条 知事は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第1項に規定する計画で定めるところにより、建築物の耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。）及び耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。以下同じ。）の促進を図るものとする。

(避難所の耐震改修の計画的実施)

第19条 市町村長は、当該市町村の地域防災計画において避難所に指定した建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものについて、耐震診断及び耐震改修に関する計画を定め、その所有者及び管理者の協力を得て、耐震改修を計画的に進めるものとする。

2 知事は、県が設置し、又は管理する建築物について耐震改修を行うこと等により、前項に規定する市町村長の施策の実施に協力するものとする。

(耐震診断等の状況の公表)

第20条 知事は、建築基準法第12条第1項の規定による報告を受け、又は同条第2項の規定による点検を行ったときは、これらの規定による報告の内容又は点検の結果のうち耐震診断及び耐震改修の実施状況に関するものを、建築物ごとに速やかに公表するものとする。

第4章 災害時要援護者に係る対策

(避難体制の整備)

第21条 市町村長は、自主防災組織、民生委員法（昭和23年法律第198号）に規定する民生委員（以下「民生委員」という。）、消防機関、警察その他の関係者の協力を得て、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難し、安全を確保することができる体制の整備を進めるものとする。

2 市町村長、自主防災組織、民生委員及び消防機関は、前項に規定する体制を整備するため、災害時要援護者に関する情報を共有するよう努めるものとする。

(安否に関する情報)

第22条 市町村長は、災害時要援護者が避難する必要が生じた場合は、自主防災組織、民生委員、消防機関、警察及び災害時要援護者が利用する施設の管理者の協力を得て、その安否に関する情報を収集し、整理するよう努めるものとする。

(個人情報を守る義務)

第23条 災害時要援護者の避難に関する事務に従事している者及び従事していた者は、その事務の処理に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。

第5章 関係者相互の連携

(県民の意見の反映)

第24条 知事は、次に掲げる計画を策定し、又はこれらの計画について重要な変更をするときは、あらかじめその要旨を公表し、県民の意見を聴くものとする。

- (1) 地域防災計画
 - (2) 国民保護法第34条第1項に規定する計画
 - (3) 地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定する計画
 - (4) 耐震改修促進法第5条第1項に規定する計画
 - (5) 第30条の規定により作成する計画
- 2 知事は、前項の規定により聴いた県民の意見を同項各号に掲げる計画に反映させるよう努めるものとする。

(協働の推進)

第25条 知事は、次に掲げるものと協議を行う場を設けること等により密接に連携を図り、防災及び危機管理に関する取組において協働を進めるものとする。

- (1) 日本赤十字社
- (2) 鳥取県社会福祉協議会その他の社会福祉法人
- (3) 県内の医師により組織された団体その他の医療関係団体
- (4) ライフライン事業者及び次条の規定により協定を締結した事業者
- (5) 自主防災組織
- (6) 防災ボランティア活動の連絡調整を行う者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、防災又は危機管理に関する取組を推進するために必要な者

(事業者との協定)

第26条 市町村長及び知事は、災害又は危機が発生した場合に食糧その他の生活物資の供給及び輸送、応急の復旧工事の施工等の対策が的確かつ迅速に実施されるよう、その実施について協力を受ける事業者とあらかじめ協定を締結するよう努めるものとする。

(報道機関等の協力)

第27条 市町村長及び知事は、避難の指示その他防災及び危機管理に関する情報を住民及び事業者に知らせるため必要があると認めるときは、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対して協力を求めることができる。

2 市町村長及び知事は、災害又は危機により生ずる被害の発生及び拡大を防ぐため必要があると認めるときは、自宅での待機、集会の延期その他の措置について、県民及び事業者に対して協力を求めることができる。

(指針の作成)

第28条 知事は、市町村長と協議して、市町村の防災又は危機管理に関する施策の参考となる指針を定めることができる。

2 知事は、前項の規定により指針を作成したときは、これを公表するものとする。

第6章 雑則

(復興の円滑な推進)

第29条 知事は、災害又は危機により被害を受けた県民の生活の再建、地域社会の再生その他の復興に関する施策を円滑に実施するため、あらかじめ次に掲げる事項を地域防災計画に定めるものとする。

- (1) 復興の基本方針に関する事項
- (2) 災害復興本部の設置及び組織に関する事項
- (3) 復興に関する施策に県民の意見を反映させる手続に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、復興を円滑に進めるために必要な事項

(危機管理に関する計画)

第30条 知事は、危機管理のための措置を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ次に掲げる事項（地域防災計画及び国民保護法第34条第1項に規定する計画に定めることとされている事項を除く。）について定めた計画を作成するものとする。

- (1) 県が実施する危機管理のための措置の内容及び実施方法に関する事項
- (2) 危機管理のための措置を実施するための体制に関する事項
- (3) 危機管理のための措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、危機管理のための措置の実施に関し必要な事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成25年条例第5号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

第9回鳥取県原子力防災専門家会議について

平成25年12月13日

原子力安全対策課

平成25年11月21日に安全協定に基づき中国電力から提出された事前報告（原子炉施設の重要な変更）について、専門的に確認するため、鳥取県原子力防災専門家会議を開催しました。

1 開催日時

平成25年11月30日（土）13:00～15:05

2 開催場所

鳥取県災害対策本部室（県庁第二庁舎3階）

3 出席者

【専門家会議委員】占部会長、青山委員、内田委員、神谷委員、遠藤委員

*宇根崎委員、甲斐委員、藤川委員は欠席

【中国電力】古林島根原子力本部長、芦谷鳥取支社長、長谷川島根原子力本部副本部長 ほか

【オブザーバー】米子市（危機管理室長）、境港市（自治防災課長）

【県】危機管理局長、原子力安全対策監、水・大気環境課長、衛生環境研究所長、福祉保健部職員 ほか

4 結果概要

- 今回（11/30）、中国電力から島根原子力発電所2号機の新規制基準への適合性確認申請の概要を聴取し、質疑応答を行って、現時点の全体像を把握した。（主な質疑応答事項は下表のとおり）
- 専門家会議の今後の進め方は、おおむね以下の内容で了承した。（次回日程は各委員と改めて調整）
 - ・各委員の意見の内容等を事務局で整理。→次回以降、中国電力に重点的に確認を行い、論点を整理。
 - ・検討事項として、新規制基準のハード面だけでなく、保安規定や原子力防災に係るソフト面も扱う。
 - ・専門家会議において議論を深めていく上で、原子力規制委員会の安全審査の状況も見ながら検討を進めることが適当。これに当たり、節目となる場面（申請内容の補正・変更等）では、中国電力から都度説明を受けることとする。
 - ・上記のような過程を通じ、安全審査後における原子力規制委員会の判断を踏まえ、専門家会議としての最終的な意見をとりまとめていく。

＜島根原発2号機 新規制基準への適合性確認申請に係る確認内容＞

中国電力から新規制基準の各項目について説明があり、各委員から中電の考え方やバックデータ等の確認、対策に係る指摘等を行った。汚染水対策等については引き続き対策を検討する旨の説明があった。

新規制基準において新たに要求される機能		11/30の専門家会議での主な質疑応答事項
設計基準対応	耐震・耐津波機能	耐震機能（活断層評価等）、耐津波機能（基準津波評価、浸水防止対策（防潮堤・防水壁・水密扉等）の耐震性、引き波対策）
	自然現象に対する考慮	火山・巨大竜巻・低温・大雪・大雨の影響評価
	火災・内部溢水	付加した対策に伴うマイナス面の考慮
	電源の信頼性	外部電源の強化
重大事故等対応	その他の設備の性能	海水ポンプの物理的防護
	炉心損傷防止対策	代替注水機能確保、代替熱交換設備の配備
	格納容器破損防止対策	代替注水機能確保、フィルタベントの設置
	放射性物質の拡散抑制対策	敷地外への放射性物質の放出抑制対策、汚染水対策（*原子力規制庁では安全審査の対象外との位置付け）
その他	①水供給機能	輪谷貯水槽、海水の使用
	②電気供給機能	代替交流電源・直流電源の確保対策、道路の啓開対策
	③緊急時対策所機能等	免震重要棟の機能、情報ネットワークの強化、ERSSによる放出情報の提供、テロ対策

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合申請内容に関する中国電力主催の説明会について

平成25年12月13日
原子力安全対策課

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性確認申請に係る事前報告に伴い、県議会議員、自治体職員及び地域の方を対象とする中国電力による説明会が以下のとおり開催されました。

※この説明会は、11月25日に開催された、平成25年度第4回原子力安全対策プロジェクトチーム会議において、鳥取県知事、米子市長及び境港市長から中国電力に要請したものです。

1 開催日時

平成25年12月4日(水) 10:00～11:35
(地域の方々からの質問対応 12:05終了)

2 開催場所

米子全日空ホテル

3 出席者

- ・鳥取県議会議員 15人
- ・自治体出席者 約50人
鳥取県、米子市、境港市関係者
- ・地域の方々 約20人

4 中国電力説明者

古林常務兼島根原子力本部長、岩崎発電所長、芦谷鳥取支社長、長谷川副本部長 他

5 配布資料

島根原子力発電所2号機 新規制基準への適合性確認申請の概要

6 概要

- ・中国電力による申請の概要について配布資料に基づく説明
- ・質疑応答(各県議会議員、地域の方々)

○参考：中国電力の安全協定に基づく事前報告後の主な対応

- ・11月7日、鳥根県と覚書を締結(鳥根県が島根原発に関する重要な判断や回答をするに当たって、本県として鳥根県知事に意見を伝える)。
- ・11月21日、安全協定に基づく事前報告
- ・11月22日、原子力安全対策PTにて、米子市・境港市と対応の進め方を協議
- ・11月25日、原子力安全対策PTにて、中国電力から申請内容の説明
※中国電力から再稼働に向けた手続きにおいて、立地自治体と同様に対応することを確認した。
- ・11月30日、原子力防災専門家会議にて、中国電力から申請内容の説明
- ・12月2日、米子市全員協議会にて、中国電力から申請内容の説明
- ・12月4日、境港市議会議員説明会にて、中国電力から申請内容の説明

新たな知見を踏まえた島根原子力発電所の基準地震動の追加設定について

平成25年12月13日

原子力安全対策課

島根原子力発電所の耐震安全性評価に係る基準地震動について、新たな知見を踏まえ、 S_s-4 (585ガル) を追加設定することについて中国電力から報告がありました。

原子力発電所の新規制基準では、最新の知見を既存施設に反映させることとしており、今回の追加設定はこれに伴うものです。

<中国電力公表の主な内容(平成25年12月10日発表)>

1 追加設定する基準地震動

○敷地ごとに震源を特定して策定する地震動

S_s-1 (600ガル)・・・既設定

S_s-2 (586ガル)・・・〃

S_s-3 (489ガル)・・・〃

○震源を特定せず策定する地震動

S_s-4 (585ガル)・・・今回追加設定

※専門機関において、2004年北海道留萌支庁南部地震における観測地震動を基に解析した岩盤上の地震動がとりまとめられ、その応答スペクトルが、現状設定している基準地震動($S_s-1\sim 3$)の応答スペクトルを一部の周期で上回るため

2 耐震安全性の評価

S_s-4 による地震動は、一部の周期で基準地震動 S_s を上回るが、安全対策設備(防波壁、フィルタ付ベント設備等)及び既設の建物や機器・配管系の耐震安全性に問題のないことを確認済み。

(添付資料) 基準地震動の応答スペクトル比較と時刻歴波形比較〔中国電力公表資料〕

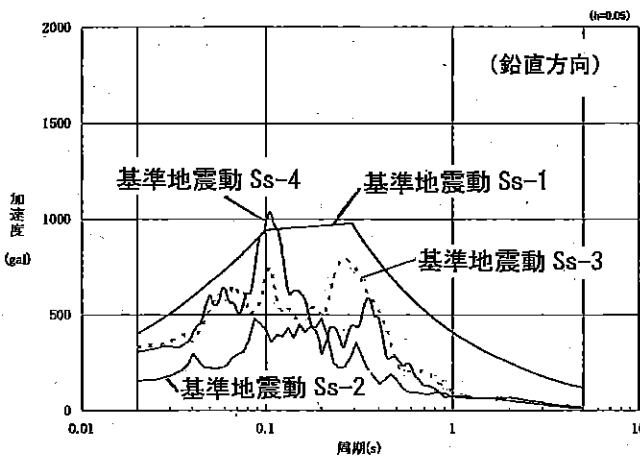
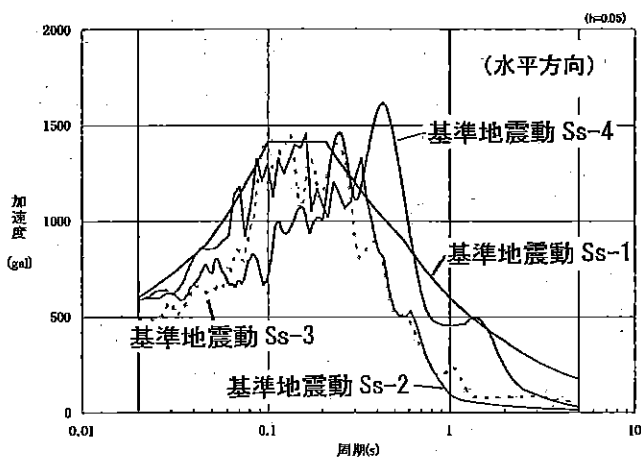
※一部加工

<参考：原子力発電所の耐震安全性評価に用いる基準地震動>

敷地周辺の活断層等を考慮して評価する「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」と、震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地殻内地震の観測記録を考慮して評価する「震源を特定せず策定する地震動」の双方を考慮して策定する必要がある。

基準地震動の応答スペクトル比較と時刻歴波形比較

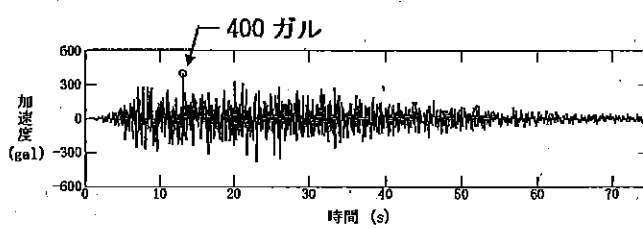
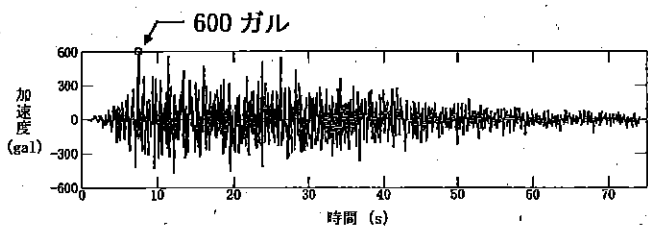
【基準地震動の応答スペクトル比較】



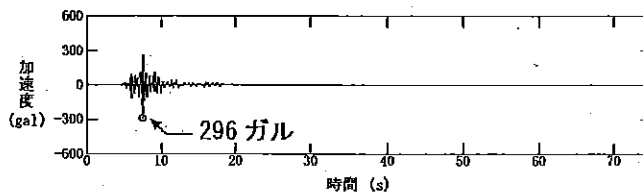
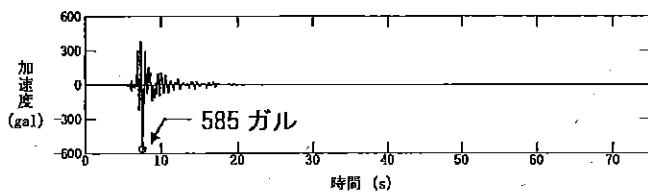
——	: 基準地震動 Ss-4	585 ガル
----	: 基準地震動 Ss-1	600 ガル
.....	: 基準地震動 Ss-2 (EW)	586 ガル
-.-.-.-	: 基準地震動 Ss-3 (NS)	489 ガル

——	: 基準地震動 Ss-4	296 ガル
----	: 基準地震動 Ss-1	400 ガル
.....	: 基準地震動 Ss-2	155 ガル
-.-.-.-	: 基準地震動 Ss-3	330 ガル

【基準地震動の時刻歴波形比較】



基準地震動 Ss-1



基準地震動 Ss-4

原子力事業者防災業務計画の修正について

平成25年12月13日

原子力安全対策課

改正原子力災害対策特別措置法の施行に伴い、原子力事業者防災業務計画の修正が必要となったため、同法第7条第1項に基づき、中国電力及び人形峠環境技術センターから本県に対して修正協議がありました。

なお、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画について毎年検討を加え、必要に応じて修正することとされています。

1 島根原子力発電所原子力防災業務計画

(1) 修正の概要

原子力災害対策指針の「緊急時活動レベル (EAL)」の導入に伴う緊急事態区分の設定等の修正

<主な修正点>

- ・緊急時体制区分に警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態を追記
- ・警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態を判断する基準を追加

(2) 修正協議に対する本県の回答

原子力災害対策指針の改定に伴う修正であり意見なし

(*米子市、境港市とも意見なし)

(3) その他

平成25年12月2日に国に修正を届け出済みです。

2 人形峠環境技術センター原子力防災業務計画

(1) 修正の概要

原子力災害対策特別措置法の改正に伴う所要の修正 (用語の修正など)

<主な修正点>

- ・用語の修正 (「フィルタ付き防護マスク」→「フィルタ付防護マスク」など)
- ・法条項の削除 (日本原子力研究開発機構の他事業所との整合を図るもの)
- ・各様式の元号 (平成) の削除

(2) 修正協議に対する本県の回答

・修正箇所に関しては所要の修正であるため意見なし (*三朝町意見なし)

・原子力災害対策特別措置法に定められた手続きと異なる記載の削除

〔 防災業務計画の修正等に係る三朝町への協議に関する記載の削除
*県から町に対し意見の聴取を行うとの手続きが定められている 〕

(3) その他

平成25年12月20日に国に修正を届け出予定です。

〔参考：原子力事業者防災業務計画〕

原子力事業者防災業務計画とは、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的に、原子力事業者が、原子力災害対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき、原子力施設における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策その他原子力災害の発生・拡大を防止するため及び原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定めるもの。

平成25年度防災とボランティア週間に関連した行事について

平成25年12月13日
消 防 防 災 課

毎年、1月17日は阪神・淡路大震災に因んで「防災とボランティアの日」、1月15日から21日までは「防災とボランティア週間」と定められています。こうした時期には、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的として、防災に関するイベント、講演会、講習会、訓練等が全国的に開催されます。今後、県内における関連行事が下記のとおり実施されます。

【県及び市町村の諸行事】

行事名	日時・場所・内容	問合せ先
消防出初式	日時：平成26年1月12日（日）9:00～11:30 場所：鳥取西高グラウンド・鳥取城お堀端 式典及び分列行進並びに一斉放水、古式操法、はしご登り披露を実施	鳥取市危機管理課 (電話:0857-20-3127)
	日時：平成26年1月12日（日）10:00～12:00 場所：米子市文化ホール・米子港ふ頭 式典及び分列行進並びに一斉放水を実施	米子市防災安全課 (電話:0859-23-5338)
	日時：平成26年1月12日（日）10:00～11:30 場所：東巖城町河川敷スポーツ広場 式典及び分列行進並びに一斉放水を実施	倉吉市防災安全課 (電話:0858-22-8162)
	日時：平成26年1月7日（火）10:00～11:10 場所：東巖城町河川敷スポーツ広場 式典及び分列行進並びに一斉放水を実施	鳥取中部ふるさと広域 連合消防局 (電話 0858-26-2121)
	日時：平成26年1月12日（日）10:00～11:50 場所：境港市民会館・大正町内港ふ頭 式典及び分列行進並びに一斉放水を実施	境港市自治防災課 (電話 0859-47-1071)
	日時：平成26年1月13日（月）9:30～12:00 場所：岩美町民体育館 式典及び分列行進並びに機械点検、一斉放水を実施	岩美町総務課 (電話 0857-73-1411)
	日時：平成26年1月5日（日）10:00～11:30 場所：八頭町八東公民館 式典及び一斉放水を実施	八頭町総務課 (電話 0858-76-0203)
	日時：平成26年4月6日（日）10:00～11:30 場所：若桜ふれあい広場 式典及び機械点検並びに一斉放水、パレードを実施	若桜町総務課 (電話 0858-82-2211)
	日時：平成26年4月6日（日）8:00～12:00 場所：智頭小学校 式典及び分列行進並びに機械点検、操法を実施	智頭町総務課 (電話 0858-75-4111)
	日時：平成26年1月5日（日）9:30～11:00 場所：湯梨浜町中央公民館 式典及び分列行進並びに一斉放水を実施	湯梨浜町総務課 (電話 0858-35-3115)
	日時：平成25年12月6日（金）10:00～12:00 場所：三朝町スポーツセンター 式典及び分列行進並びに一斉放水を実施	三朝町危機管理課 (電話 0858-43-3513)
	日時：平成26年1月5日（日）9:30～11:30 場所：旧免許試験場跡地前 式典及び分列行進並びに機械点検、一斉放水を実施	北栄町総務課 (電話 0858-37-3111)
	日時：平成26年1月5日（日）10:00～12:00 場所：琴浦町東伯勤労者体育センター 式典及び分列行進並びに機械点検、一斉放水を実施	琴浦町総務課 (電話 0858-52-2111)

消防出初式	日時：平成26年1月12日(日)10:00~12:00 場所：南部町農業者トレーニングセンター 式典及び分列行進並びに一斉放水を実施	南部町総務課 (電話 0859-66-3112)
	日時：平成26年1月12日(日)10:00~11:30 場所：伯耆町農村環境改善センター 式典及び分列行進並びに一斉放水を実施	伯耆町総務課 (電話 0859-68-3111)
	日時：平成26年1月12日(日)10:00~11:30 場所：日吉津村役場玄関前 式典及び機械点検並びに一斉放水を実施	日吉津村総務課 (電話 0859-27-5950)
	日時：平成26年1月5日(日)10:00~11:50 場所：名和総合運動公園駐車場 式典及び分列行進並びに一斉放水を実施	大山町総務課 (電話 0859-54-5201)
	日時：平成26年1月11日(土)9:30~11:50 場所：日南町総合文化センター 式典及び一斉放水、パレードを実施	日南町総務課 (電話 0859-82-1111)
	日時：平成26年4月を予定 場所：未定	日野町総務課 (電話 0859-72-0331)
	日時：平成26年1月6日(月)10:00~12:00 場所：江府町山村開発センター 式典及び分列行進並びに一斉放水を実施	江府町総務課 (電話 0859-75-2211)
東日本大震災から3年「震災の記憶」展	日時：平成26年1月7日(火)~3月30日(日) 場所：鳥取県西部地震展示交流センター 内容：3月11日で東日本大震災から3年。被災した住民は今後の暮らしの指針が立てられないまま、今も応急仮設住宅などで避難生活を続けている方が多くおられます。被害や支援活動などの写真、関連書籍などで、発災当時から振り返ります。	鳥取県西部地震展示交流センター (電話：0859-72-2220)
若桜町あかまつ団地自治会避難訓練	日時：平成26年1月11日(土)10:00~11:30 場所：若桜町あかまつ団地 あかまつ団地自治会が災害時要援護者を中心にした避難訓練を実施する。見守り隊の役割分担の確認、リヤカーを使つての避難など。	若桜町総務課 電話 0858-82-2211
元町通り商店振興組合、法勝寺町商店会 合同防災講習会	日時：平成26年1月14日(火)10:00~12:00 場所：明道公民館	米子市防災安全課 (電話 0859-23-5337)
若桜町自主防災講習会	日時：平成26年1月中旬から下旬 19:00~20:30 場所：若桜町公民館 若桜町内の自治会役員を対象に自主防災組織づくりと育成についての講習と地域防災マップづくりを行う。	若桜町総務課 電話 0858-82-2211
平成25年度災害時応援協定事業者への支援要請訓練	日時：平成26年1月17日(金) 場所：県庁災害対策本部室ほか 県と県内協定締結業者の対応能力を向上させるため、災害発生を想定した支援要請訓練を実施	鳥取県危機管理政策課 (電話：0857-26-7894)
平成25年度中国・四国9県防災訓練	日時：平成26年1月17日(金) 場所：県庁災害対策本部室ほか 南海トラフ巨大地震を想定し、四国4県に被害が発生した場合の中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定に基づく対応及び中国5県広域支援本部の設置運営訓練を実施(妙子サポート県へ連絡員派遣)	鳥取県危機管理政策課 (電話：0857-26-7894)

平成 25 年度原子力 防災講演会	日時：平成 26 年 1 月 26 日（日）13:00～15:10 場所：さざんか会館（鳥取市総合福祉センター） 県民に放射線に関する基礎知識や防護対策などについて理解を高めさせていただくための講演会を、福山大学情報工学科占部逸正教授を講師に招いて実施	鳥取県危機対策・情報課 (電話:0857-26-7878)
若桜町文化財防火 デー	日時：平成 26 年 1 月 26 日（日）9:00～9:30 場所：若桜町岩屋堂 国指定重要文化財 不動院岩屋堂 若桜町消防団・八頭消防署若桜出張所合同の消防訓練を行い、火災から文化財を守り、地域住民に防火思想の普及を図る。	若桜町総務課 電話 0858-82-2211
若桜町消防団警防 研修	日時：平成 26 年 1 月下旬（日時未定） 場所：若桜町公民館 若桜町消防団員の警防研修を行い、火災現場での安全管理を徹底する。	若桜町総務課 電話 0858-82-2211
平成 25 年度消防関 係表彰式	日時：平成 26 年 2 月 6 日（木）11:00～12:00 場所：ホテルセントパレス倉吉 功劳のあった消防関係者及び関係団体への表彰を実施	鳥取県消防防災課 (電話 0857-26-7063)
平成 25 年度鳥取県 消防大会	日時：平成 26 年 2 月 6 日（木）13:00～17:00 場所：ホテルセントパレス倉吉 本県の消防関係者が当面する消防の諸問題についての意見発表や講演を実施	公益財団法人鳥取県消 防協会 (電話 0859-27-0825)